

【重要】高等学校等就学支援金書類について

事務長 平良 亮

！提出依頼！

- 提出物①：「様式1 高等学校等就学支援金収入状況届出書」（郵送します）
 提出物②：「令和5年度市町村民税課税証明書」（役所で取得）
 提出物③：「個人番号カードの写し」または「個人番号が記載された住民票の写し」
 ※すでにご提出いただいた方は提出不要です

提出方法：ご自宅へ提出物①：「様式1 高等学校等就学支援金収入状況届出書」とその記入例を同封した書類を郵送します。必要事項を記入し、提出物②、提出物③をご準備のうえ同封し、当校宛に郵送もしくは持参してください。
 （リポート提出用青色封筒は利用しないで下さい。）

郵送先：〒905-0207

沖縄県国頭郡本部町備瀬1249

八洲学園大学国際高等学校 就学支援金係 宛

お問い合わせ先：0120-917-840

担当：城間さゆり、平良亮

期限：令和5年6月20日(火)必着（遅れると補助金減額の場合があります）

【参考】どなたの提出物②、提出物③をご提出いただくかの判断について

- 本人が未成年で、親権者（保護者）が2名いる →親権者（保護者）2名の提出物②、提出物③
- 本人が未成年で、親権者（保護者）が1名のみ →親権者（保護者）1名の提出物②、提出物③
- 本人が成人で、保険証は本人が筆頭者 →本人の提出物②、提出物③と本人の「保険証のコピー」
- 本人が成人で、保険証は被扶養者となっている（国保の場合は世帯主が本人以外）
 →被保険者（または世帯主）の提出物②、提出物③+本人の「保険証のコピー」

高等学校等就学支援金は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りもって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的とする国法に基づく授業料への補助金です。入学時に「高等学校等就学支援金受給資格認定申請」を提出して沖縄県による受給資格認定を受け、在学中は毎年6月期の「様式1 高等学校等就学支援金収入状況届出書」書類に基づく県の支給継続認定が要件となります。

ご自宅へ郵送する「様式1 高等学校等就学支援金収入状況届出書」に必要事項を記入し、保護者全員の「令和5年度市町村民税課税証明書」と「個人番号カードの写し」または「個人番号が記載された住民票の写し」を添付して、期日までに封書で返送してください。学校で取りまとめて沖縄県庁担当課に提出し、県による支給区分・支給期間の判定を受けます。

なお、入学時や昨年6月期に提出いただいた証明書類は、令和5年6月までの支給額決定に必要な書類です。令和5年7月から翌令和6年6月までの支給額決定については、令和5年度市町村民税課税証明書の提出が必要です。提出が遅れると、例規により高等学校等就学支援金基本支給を含めて減額され、事前相殺分との差額授業料の追加徴収となりますので、必ず期限までに提出してください